

## **[事案 30-95] 配当金支払請求**

・平成 30 年 10 月 10 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

担当者に説明された満期一時金額と実際の受取金額が異なっていたことを不服として、担当者が説明した金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 63 年 6 月に契約した養老保険について、実際の満期一時金額が、契約時に募集人から説明を受けた満期一時金額、および平成 23 年頃に保険会社営業所の担当者から説明を受けた満期一時金額と異なっていたが、担当者が説明したとおりの満期一時金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 社員配当金額は、監督官庁の承認または監督官庁への届出、報告を経た配当財源および配当率に基づいて計算された金額であり、これと異なる算式に基づく社員配当金を支払うことはできない。
- (2) 平成 23 年頃、当社営業所に申立人の主張する氏名の職員が在籍していた事実は確認できない。また、記録上の当時の担当者は申立人のことを覚えていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時および平成 23 年頃のやり取りの状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申募集人が設計書記載の満期一時金の変動せずに確実に支払われると説明したとは認められず、担当者が満期一時金額について誤った説明をしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。